

平成28年第1回定例会 経済建設常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年3月8日(火) 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第52号 市道路線の変更について  
議第53号 村上市中小企業振興基本条例制定について  
議第54号 村上市歴史的風致維持向上協議会条例制定について  
議第55号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定について  
議第56号 朝日有機センター条例の一部を改正する条例制定について  
議第57号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定について  
議第58号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第59号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定について  
議第60号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定について  
議第61号 村上市産業等の活性化事業審査委員会条例を廃止する条例制定について  
議第64号 平成27年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算(第2号)  
議第68号 平成27年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第3号)  
議第69号 平成27年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)  
議第70号 平成27年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議第71号 平成27年度村上市上水道事業会計補正予算(第2号)  
議第 6号 平成28年度村上市蒲萄スキー場特別会計予算  
議第10号 平成28年度村上市下水道事業特別会計予算  
議第11号 平成28年度村上市集落排水事業特別会計予算  
議第12号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計予算  
議第13号 平成28年度村上市上水道事業会計予算

4 出席委員(7名)

1番	尾形修平君	3番	平山耕君
4番	山田勉君	5番	齋藤信一郎君
6番	竹内喜代嗣君	7番	川村敏晴君
8番	片野鉄雄君		

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

渡辺昌君 大滝国吉君 大滝久志君

7 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

副市長	鈴木源左衛門君
農林水産課長	山田義則君
同課農業振興室長	阿部正昭君(課長補佐)
同課農業振興室係長	鈴木義貴君
同課農業振興室係長	臼井信一君
農業委員会事務局長	小川寛一君
商工観光課長	建部昌文君
同課商工振興室長	三須淳君(課長補佐)
同課商工振興室副参事	佐藤克也君
同課観光交流室長	小川智也君(課長補佐)
同課観光交流室副参事	小池一栄君
建設課長	中村則彦君
同課整備室長	伊与部善久君(課長補佐)
同課管理室長	小野道康君(課長補佐)
同課管理室副参事	風間貴志君
都市計画課長	東海林則雄君
同課建築住宅室長	志村悟君(課長補佐)
同課計画室長	小田正浩君(課長補佐)
下水道課長	早川明男君
同課工事係副参事	中村宣信君
同課管理業務室長	米野信司君(課長補佐)
同課管理業務室係長	齋藤健一君
同課管理業務室係長	伊藤孝雄君
水道局長	川村甚一君
同局工事係長	中川博之君
同局管理業務室長	内山治夫君(課長補佐)
同局管理業務室係長	宮村勉君
村上水道事務所長	山田知行君(課長補佐)
荒川支所産業建設課長	佐藤義信君
神林支所産業建設課長	遠藤利博君
朝日支所産業建設課長	大滝清考君
山北支所産業建設課長	横山政信君

10 議会事務局職員

局 長 田 邊 覚  
係 長 鈴 木 渉

(午前9時58分)

委員長（片野鉄雄君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第52号 市道路線の変更についてを議題とし、担当課長（建設課長 中村則彦君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

建設 課長 おはようございます。それでは、議第52号 市道路線の変更についてご説明いたします。神林地区1路線、朝日地区1路線、計2路線の市道認定の変更をお願いするものである。資料に基づいて説明させていただく。別記、下の表と右のほうの図面でもって説明させていただく。初めに、牧目23号線だ。道路改良工事が今年度完了して、路線延長が伸びたので変更するものである。幅員は4メートルから4メートル、変更はないが、延長が66.4メートルから82.9メートルに変更するものである。16.5メートル伸びる。右の路線説明図をごらんいただきたいと思う。図面中央部の幹線道路が市道桃川牧目線である。右端が国道7号と道の駅神林があって、左方向には日沿道の神林岩船港インターにつながる。この市道桃川牧目線のほぼ中央部にある矢印の集落内の道路が牧目23号線になる。改良前については、破線の矢印の延長であったけれども、改良後に実線の矢印の延長になった。ぶつかった道路が牧目20号線であって、この道路に接続している。次に、早稲田5350号線である。これも最初に別記の表のほうの下の方を見ていただきたいと思う。この路線については、一般交通の用に供する必要がなくなったので、道路の一部の区間について市道を廃止して、路線の変更をお願いするものである。幅員については、3メートルから8メートルで変更はないが、延長が254.2メートルから119.6メートル、マイナスの134.6メートルに変更するものである。一番裏のほうの図面をちょっと見ていただきたいと思うが、早稲田5350号線になる。図面中央部を上下に縦断する道路が国道7号である。上が鶴岡方向で下が新潟市の方向になる。中央部にJAにいがた岩船倉庫とデイリーヤマザキ様の間に国道7号を起点として富樫工務所様までの市道になる。こちらのほうについても、破線部の部分のみについて、市道隣接地の土地所有者が1名であって、一般共有者、一般者の通行がない状況になるので、この部分を廃止して、実線部分のみに変更するものである。以上、2路線について市道の変更をお願いするものである。よろしく願います。

(質 疑)

尾形 修平 牧目 23 号線なのだけれども、これ 20 メートル近く延びているが、用地のほうはどうなっていたのだろうか。

建設 課長 市道用地のほうは、平成 26 年度に用地買収している。用地買収して、道路改良している。

[委員外議員]

大滝 国吉 この早稲田の廃止になったところは、除雪も今度しないようになるのだが、一般に使うのはこのまま使っていいようになるのか。

建設 課長 現状では、砂利道の状況であったこの実線の部分であるけれども、除雪はしていない。冬期間は通行していないような状況になる。点線部分については、これは市道路線廃止するので、もちろん除雪はしないというふうな状況になる。

大滝 国吉 ここに工務所が 1 軒あるのだが、その出入りは今までどおりに、市道路線は廃止になっても道路としてはそのまま使えるような状態にしておくのか。

建設 課長 この富樫工務所様のほうは、国道 7 号から下のほう、道路は 1 本あるけれども、ここは舗装道路になっていて、ここから出入り現状もしている。

大滝 国吉 だから今のままでも使えるの。

建設 課長 道路としては今のまま使える。この道路敷そのものが富樫建設工業さんの土地所有になっているので、そのまま使える。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 52 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 2** 議第 53 号 村上市中小企業振興基本条例制定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 建部昌文君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

商工観光課長 おはようございます。それでは、議第 53 号 村上市中小企業振興基本条例制定についてご説明申し上げます。別記をごらんいただきたいと思います。本案は、第 1 条の目的のとおり、本市における中小企業の振興に関し基本理念を定め、市の責務、中小企業者、中小企業団体等の努力及び関係機関並びに市民の理解と協力について明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市の経済発展及び市民生活の向上を図ることを目的に制定するものである。本案は、市内の経済団体、農林水産業団体、金融機関などを構成メンバーとする産業振興懇談会を今年度設置して、意見を伺いながら作成したものである。第 3 条で基本理念、第 4 条から第 10 条までで市の責務、中小企業者、中小企業団体及び大企業者の努力、教育機関及び金融機関の協力、市民の理解と協力、第 11 条で基本方針として基本理

念により市が行う施策の方向性について規定している。以上である。

(質 疑)

尾形 修平 これ条例なのだけれども、今後これに基づいた行動計画なりが示されてくると思うのだけれども、市のほうとしてはどのようなことを考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思う。

商工観光課長 具体的なものについては、来年度から産業支援プログラムの各補助金、産業元気づくり事業補助金ほか全部で7つの補助金あるけれども、この産業支援プログラムに基づく補助金の交付を行うし、それから金融機関と連携した雇用創出型の創業チャレンジ事業交付金あるいは女性就労の環境向上を図るための補助金等を実施してまいる。それで来年度、実は今年度、中小企業振興基本条例を制定するために意見を伺った産業振興懇談会を来年度も設置することにしていて、具体的な施策について、いろいろ意見を伺いながら来年度以降も見直ししていくという方向である。

竹内喜代嗣 私一般質問でも申し上げたけれども、住宅リフォーム制度をさらに発展、進歩させて商店版のリフォーム助成制度、中身をさらに広げて農業者や事業者にも該当されるような制度にということで提案したのだけれども、そういった方向はぜひ懇談会の席で皆様のご意見も伺って実現の方向に進めていただきたいのだが、話題提供がなされるようにしていただけないだろうか。お願いする。

片野委員長 議案と直接関係ないけれども、課長答弁できるか。

商工観光課長 委員おっしゃるとおり、一般質問の中の答弁の中でも市長のほうで可能性があるような答弁あったので、産業振興懇談会の中でちょっとこういった意見があったということで情報を提供させていただきたいと思う。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 53 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第 54 号 村上市歴史的風致維持向上協議会条例制定についてを議題とし、担当課長（都市計画課長 東海林則雄君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

都市計画課長 おはようございます。都市計画課である。それでは、議第 54 号 村上市歴史的風致維持向上協議会条例の制定について説明させていただく。本案は、現在策定している村上市歴史的風致維持向上計画について、歴史まちづくり法の規定に基づいて作成及び変更の協議並びに国の認定を受けた計画の実施に係る連絡調整等を行うため

の法定協議会である。村上市歴史的風致維持向上協議会を設置しようとするものである。法定協議会は、計画の作成や変更及び実施に係る調整等を行うのが主な目的であるので、計画の内容を熟知している村上市歴史的風致維持向上計画策定委員会を法定協議会に移行したいと考えている。次のページに条文があるので、ごらんいただきたいと思う。内容については、第1条は設置の意味合い、第2条、所掌事務は市長の諮問に応じ、調査、審査することなど、法の規定に基づいて定めている。3条以降については、第3条、組織については定員20人以内で学識経験者、関係団体や関係行政機関の職員など市長が委嘱するなど、策定委員会条例と同じ内容になっているので、ごらんいただきたいと思う。なお、協議会の移行時期を6月上旬に予定していたので、本定例会に上程させていただいたものである。条例の説明については以上であるが、関連があるので今後の予定について若干説明させていただく。現在作成中である計画は、今後国との協議、庁内の関係各課との調整の上、4月8日に策定委員会を開催し、計画の素案をまとめる予定にしている。その後、素案の市民説明会やパブリックコメント、文化財保護審議会等の意見を参考の上、原案を作成して6月上旬に予定の法定協議会で承認をいただいて、国への計画承認申請を行う予定である。なお、会議は公開としているし、作成状況についてもホームページでごらんいただけるようになっているので、よろしく願いいたします。説明は以上である。ご審議よろしく願いいたします。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第54号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第55号 村上市農村公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 それでは、議第55号について、村上市農村公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。裏面を見ていただきたいと思う。第2表に大津農村公園とその所在地を加えるものである。大津農村公園は、県営圍場整備事業荒川第3地区工事で創設し、ゲートボール場や集落行事等の用に供するため、本年4月1日から供用を開始したいということから、本条例の一部を改正するというものである。

面積は2,948平方メートル、事業としては県の補助金も入って1,300万ほどで実施し、盛り土とフェンス工事を行っている。簡単ではあるが、以上である。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第55号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第56号 朝日有機センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（農林水産課長 山田義則君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

農林水産課長 議第56号 朝日有機センターの一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。朝日有機センター条例の一部改正する条例についてであるが、当施設は農事組合法人有機センター朝日が指定管理を受けており、牛ふん、豚ふんを原材料としてきたが、有機資源の再利用の促進と稼働率の向上のため、鶏ふんの搬入も行うということである。それに伴って、脱臭装置の可動時間や水分調整繰り返し時間を延ばすことにより、作業員の従事時間及び電気量の増加に伴い、裏のほうにあるとおり、料金の別表を改正するものである。それで、牛ふん、豚ふんでは1トン当たり300円を500円に、鶏ふん処理では1トン当たり3,000円を新たに追加するものである。以上で説明を終わらせていただく。よろしくご説明申し上げます。

(質 疑)

尾形 修平 この牛ふん、豚ふんの値上げに関しては理解できるのだけれども、鶏ふんの処理料は非常に高いなと感じるのだけれども、根拠等あればお示してください。

農林水産課長 鶏ふんについても、作業時間、そして脱臭槽、独自に回す時間を特定して、実際試験して、それで出した時間である。

尾形 修平 そうすると、単純に考えて6倍ぐらいの値段になっているのだけれども、これ朝日のウエツファームを私はターゲットにしているのかなというふうに感じたのだけれども、実際鶏ふんに関しての搬入量というのはどのぐらいを見込んでいるのか。

農林水産課長 1回当たり6.3トンで6回分、大体38トンぐらいを想定している。

(「1日ですか」と呼ぶ者あり)

農林水産課長 月だ。それでウエツファームばかりを考えているのではないで、牛ふん、豚ふんがや

っぱり若干少なくなってきたので、そういった鶏ふん等もただいまはウエツファームを目的にしているが、やはりそういうふうにし合っていきたいということで計上している。

尾形 修平 販売価格なんていうのは、どの程度に設定しているのかというのは、課のほうでわかるのか。

農林水産課長 改正条例の改正部分でないところに載っていて、後でちょっと調べてさせてもらう。

齋藤信一郎 せっかくの機会なので、年間の実績表は提出できないか。

農林水産課長 後で提出させていただく。

齋藤信一郎 1つだけつけ加えるが、この有機センターは目的に従って有効に活用しているものなのか。

農林水産課長 ただいま提案させていただいているとおり、稼働率を上げて、そして物ははけているので、どんどん入れて稼働率を上げていきたいということであるので、十分目的を達しているということで考えている。

齋藤信一郎 当初の目的では、それなりにこれ有効に利用される計画だったと思うのだが、生産量の限度、つまり消費に対して生産量が間に合わないというような結果があったり、また今の段階ではむしろ製品がだぶつくのではないかというふうなことも考えられたり、あるいはどうも金肥がものすごくいろいろな種類が発達してきたものだから、この堆肥でなくても有効に耕作できるのでないかというふうな条件と、その辺踏まえて何か結論は出たのか。

農林水産課長 そのままで考慮したものではないということは、申し上げさせていただきたいと思う。ただ、さまざまな金肥、品物が材料が資材が出ているけれども、やはり有機資源というものを活用して国の事業等も入れてやっているし、このような家畜排せつ物の有効利用というのは、やっぱり今後も進めていかなければならないものと考えている。以上である。

竹内喜代嗣 ちなみに、このウエツファームというは例のにおいがどうのこうのとかいうところなのだろうか。

農林水産課長 そのとおりである。

竹内喜代嗣 それで、齋藤委員も聞いたわけだけれども、需要と供給との関係ではどんなものなのだか。後から資料出るから、ああ、答えられないのだったっけ。ではいい。やめる。

農林水産課長 先ほど販売価格についてご質問あったので、お答えさせていただく。堆肥を1トン当たりを散布して1万3,750円をいただくと。その散布面積は、入る量とかその圃場によって違うので、このように数量1トン1万3,750円ということで表記している。

尾形 修平 これ散布を含まないで、ただ材料提供だけというのはないのか。

農林水産課長 堆肥の散布をしてということになる。

尾形 修平 だから材料だけの販売はないのかと。作業を含まないで。

農林水産課長 まくための機械が必要なもので、単純に圃場という大きな面積にはマニアスプレッター



でまかなくてはいけないので、そういったことで想定した金額である。

尾形 修平 これは、希望すれば朝日に限らず、山北でも荒川でもどこでも同じ料金でやってくれるということか。

農林水産課長 この件については、朝日支所の産業建設課長に答弁させていただく。

朝日支所産業建設課長 今回の件だけれども、堆肥のほうは不足して、まして個人というか、要望があっても個別の販売はいたしていない。量は、大体6割ぐらいしかまだつくっていない、材料がないものだから6割ぐらいしかないの、一般の方に販売というのはしていない。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 56 号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 6** 議第 57 号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

下水道課長 おはようございます。それでは、議第 57 号 村上市下水道条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案は、下水道処理施設の統合計画に基づき事業を実施してきた特定環境保全公共下水道施設に農業集落排水処理施設の一部を統合することにより生じる従量料金の変動をなくするため、新たに処理区を追加し、現在の料金体系を継続させるため、条例の一部を改正するものである。改正内容としては、別記に記載のとおり、別表 2 の従量料金の表、特定環境保全公共下水道の処理区に朝日処理区、山辺里地区を新たに追加し、このたび朝日処理区に統合する四日市の一部と西興屋の従量料金を 1 カ月につき 110 円とし、料金の変動をなくするものである。附則 1 については、本条例の施行期日を本年 4 月 1 日とさせていただくものである。附則 2 については、現在基本料金統一に向けた段階的調整期間であるので、こちらについても料金体系を継続するため、その経過措置を定めさせていただくものである。なお、本条例の一部改正に伴って、下水道条例の施行規則についても一部改正を行うこととしていて、参考まで資料を配付させていただいたので、後でござらんいただければと思う。以上、よろしく願いいたします。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 57 号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第 7** 議第 58 号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

下水道課長 それでは、議第 58 号 村上市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。本案は、下水道処理施設の統合計画に基づき、事業を実施してきた農業集落排水処理施設の一部を特定環境保全公共下水道施設の朝日処理区に統合することに伴う処理区域の変更と、瀬波地区において区域拡大を行ってきた滝の前集落を新たに追加するため、条例の一部を改正するものである。改正内容としては、別記に記載のとおり、別表第 1 の瀬波地区農業集落排水処理施設の処理区域に「滝の前」を追加し、山辺里地区農業集落排水処理施設においては、特定環境保全公共下水道施設の朝日処理区に統合する「四日市」を「四日市の一部」に改め、「西興屋」を削除するものである。附則については、本条例の施行期日を本年 4 月 1 日とさせていただくものである。以上、よろしく願いいたします。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 58 号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第 8** 第 59 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

水道 局長 おはようございます。それでは、議第 59 号 村上市上水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。別記をごらんいただきたい。本案については、村上市上水道の給水区域を定めた別表を改正をいたして、給水区域を変更するものである。改正の理由、内容等については、別表第 1 の 1、村上地区にかかわる

区域、こちらにこれまで松山としていた区域の一部が新たな行政区となって、松山かみのとなる。これを加えるものである。また、別表1の4、朝日地区にかかわる区域について、平成24年度から進めていた統合事業が完了したので、簡易水道事業から上水道事業に統合される蒲萄地区をそれぞれ加えるものである。施行日については、本年4月1日である。以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第59号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 第60号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長 それでは、議第60号 村上市簡易水道条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。ただいま議第59号で説明を申し上げたとおり、蒲萄簡易水道の上水道統合に伴う改正であって、内容は村上市簡易水道事業の名称及び給水区域を定めた別表第1から「蒲萄簡易水道」を削るものである。施行日は、平成28年4月1日である。以上である。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第60号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第61号 村上市産業等の活性化事業審査委員会条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（商工観光課長 建部昌文君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

商工観光課長 それでは、議第 61 号 村上市産業等の活性化事業審査委員会条例を廃止する条例制定についてご説明申し上げます。別記をごらんください。本案は、村上市産業等の活性化支援補助制度を見直し、今年度新たに作成した産業支援プログラムでは、事業実施者が必要とするときに補助金交付による支援ができるようにするため、その補助金交付に係る審査を審査委員会では行わず市で行うこととしたことから、条例を廃止するものである。以上である。

(質疑)

尾形 修平 これ今まで産業元気づくり等の申し込みに対して、この委員会で審査されていたわけだけれども、今課長の説明で市のほうで審査するのだということになっていると思うのだけれども、申請された案件に関してどのような判断でその審査が行われるのかというのがいまいよくわからないのだけれども、説明願いたいと思う。

商工観光課長 審査については、産業支援プログラムの補助金交付要綱があるので、それに沿って行うことになるし、必要に応じて申請者からヒアリングを行って審査をするということになる。

尾形 修平 そうすると、今までのこの審査会よりは緩くなるというか、というような受けとめ方でいいのだろうか。

商工観光課長 そこは、やはり要綱に基づいて、要綱に合っているかどうかというのを厳密に審査していく必要があると思う。なお、今までの産業等の活性化支援事業については、やはり平成 21 年度から始まったのだけれども、これまで全部で 58 事業承認されているけれども、平成 21 年度、平成 22 年度ころには不承認のものが全部で 3 件ほどあったけれども、平成 23 年度以降についてはそういった不承認になるものがなかったということで、それは補助金交付要綱に基づいていろいろ申請者とすり合わせをした結果だと思っているので、補助金交付要綱に沿うような形でまたすり合わせなりをして審査をしていきたいというふうに思っている。

尾形 修平 今課長言ったみたいに、以前のものでそれこそ 3 件ぐらい落とされたというのはあって、それも私承知しているのだけれども、今の説明だと結局要綱に合っている案件であれば、まず積極的に採用していくのだというふうな方向性でいいのだろうか。

商工観光課長 そのように考えている。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 61 号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

日程第 11 議第 64 号 平成 27 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、担当課長（商工観光課長 建部昌文君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

商工観光課長 それでは、議第 64 号 平成 27 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 2 号）について説明をさせていただきます。初めに、予算書の 1 P をごらんください。第 1 条で歳入歳出予算の総額からそれぞれ 10 万円減額し、予算の総額を 7,560 万円といたしました。第 2 条で地方債の補正をしている。それでは、歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。初めに、歳入についてご説明申し上げます。8 P、9 P をごらんください。3 款 1 項 1 目一般会計繰入金では 1,210 万円減額し、6 款 1 項 1 目スキー場整備事業債で 1,200 万円増額いたしました。次に、歳出についてご説明申し上げます。10 P、11 P をごらんください。1 款 1 項 1 目一般管理費だが、説明欄をごらんください。1、蒲萄スキー場運営経費では自動車借上料でスキー場営業前に使用した重機の借上料の残額 3 万 6,000 円、その他備品購入費でレンタルスキー、レンタルウェア購入費の残額 4 万 8,000 円、合わせて 8 万 4,000 円の減額をお願いするものだ。また、2 款 1 項 1 目予備費では 1 万 6,000 円の減額をお願いするものだ。以上である。

（質 疑）

尾形 修平 ことは少雪で、スキー場のオープンも大分ずれ込んだというふうに認識しているのだけれども、現在までの状況を簡単に説明していただきたいと思う。

商工観光課長 今年度は、1 月 16 日に営業を開始して 3 月 6 日に営業を終了している。利用人数については、7,668 人となっている。平成 26 年度が 1 万 28 人だったので、約 2,300 から 400 の減というふうになっている。また、学校スキー授業については、今年度も昨年度と同様、15 校、合計 2,493 名の児童生徒の方が参加している。概要は、以上である。

尾形 修平 ここで聞くべき話ではないのだろうけれども、これだけ入場者数が減ったということは、当然売り上げも減っているわけなので、その辺どのぐらい売り上げで減っているか。

商工観光課長 収入のほうでは、昨年度が 1,253 万 3,072 円、平成 27 年度が 864 万 2,965 円となっている。

齋藤信一郎 せっかくの機会なのであれだが、平成 28 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、ここ 3 カ年ぐらいの中で、どのくらいこれ設備投資あるいは修繕工事等が見込まれるのか。

商工観光課長 来年度については、また第 2 リフトのほうの基盤あるいは索輪等の修繕があるし、金額にすると大体平成 27 年度より若干ふえるぐらいの支出が見込まれている。平成 29 年度、平成 30 年度については、うちの担当の副参事のほうから説明させていただきます。

観光交流室副参事 ご質問のあった平成 29 年度、平成 30 年度、平成 28 年度についてだけれども、

不確定な要素はあるけれども、リフトの修繕、それからロッジの修繕等が予定されている。平成 29 年度には、ロッジの外壁の修繕で 2,000 万程度、それからリフトの修繕については 1 年 1 年老朽化が進んでいくので、毎年 1,000 万から 2,000 万程度の修繕が見込まれている。以上だ。

尾形 修平 今に関連してなのだけれども、以前の委員会では昨年圧雪車 1 台購入したけれども、もう一台のほうも老朽化していて、もう一台も入れかえるのだというふうな報告受けていたと思うのだけれども、今報告受けた 3 年間の中では、それは見込まなくてもいいということなのだろうか。

商工観光課長 現在圧雪車 2 台あって、主に新しく購入した圧雪車を使用して圧雪を行っていて、大雪が降ったときに 2 台で圧雪する場合もあるけれども、現在のところ古いほうの圧雪車についてもほとんど修繕がないような状況であるので、今のところはそういった購入の予定はない。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 64 号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

委員長（片野鉄雄君）休憩を宣する。

（午前 10 時 47 分）

---

（午前 11 時 00 分）

委員長（片野鉄雄君）再開を宣する。

---

**日程第 12** 議第 68 号 平成 27 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第 68 号 平成 27 年度村上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について概要をご説明させていただく。予算書の 1 P をごらんください。第 1 条で歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 1,490 万円を減額し、予算の総額を 48 億 650 万円とさせていただいた。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明申し上げます。7 P、8 P をお開きください。歳入の第 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金については、地方債利子の減額補正に伴い 1,490 万円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9 P、10 P をお開きください。10 P の説明欄で第 1 款 1 項 1 目総務管理費の 1、公共下水道事業職員人件費については、給与改定

に伴う職員人件費の調整のため8名分、53万2,000円を増額させていただいた。次に、2項1目下水道建設費の1、公共下水道建設事業職員人件費については8名分、43万8,000円を増額させていただいた。次に、第2款1項2目公債費の利子だが、1、公共下水道事業債償還利子については、平成26年度事業債に係る借入額及び借り入れ利率の確定により、今年度支払いの償還利子が確定したので、決算の見込みにより不用額717万2,000円を減額させていただいた。2、公共下水道事業資本費平準化債償還利子については、平成26年度資本費平準化債に係る借入額及び借り入れ利率の確定により今年度支払いの償還利子が確定したので、事業債と合わせ決算の見込みにより不用額860万9,000円を減額させていただいた。次に、第3款1項1目予備費についてだが、予算の端数調整のため、8万9,000円を減額させていただいた。以上、よろしくお願ひいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第68号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第13** 議第69号 平成27年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(下水道課長 早川明男君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

下水道課長 それでは、議第69号 平成27年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第3号)について概要をご説明させていただく。予算書の1Pをごらんください。第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ370万円を減額し、予算の総額を11億2,980万円とさせていただいた。歳入歳出の主なものについては、説明書によりご説明申し上げます。7P、8Pをお開きください。歳入の第4款1項1目一般会計繰入金については、地方債利子の減額補正に伴い370万円を減額させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。9P、10Pをお開きください。10Pの説明欄で第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、集落排水事業職員人件費については、給与改定に伴う職員人件費の調整のため4名分、21万6,000円を増額させていただいた。次に、2項1目農業集落排水建設費の1、集落排水改築更新職員人件費については2名分、12万3,000円を増額させていただいた。次に、2款1項2目公債費の利子だが、1、農業集落排水事業償還利子については、平成26年度事業債に

係る借入額及び借り入れ利率の確定により今年度支払いの償還利子が確定したので、決算の見込みにより不用額 47 万 6,000 円を減額させていただいた。2、農業集落排水事業資本費平準化債償還利子についても、平成 26 年度資本費平準化債に係る借入額及び借り入れ利率の確定により今年度支払いの償還利子が確定したので、事業債と合わせ決算の見込みにより不用額 354 万 9,000 円を減額させていただいた。次に、第 3 款 1 項 1 目予備費についてだが、予算の端数調整のため 1 万 4,000 円を減額させていただいた。以上、よろしく願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 69 号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第 14** 議第 70 号 平成 27 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

水道 局長 それでは、議第 70 号 平成 27 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。本補正予算は、給与改定に伴い職員人件費を調整するものである。1 P をごらんください。第 1 条は、歳入歳出予算の補正であって、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 40 万円を追加いたして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 9,690 万円とするものである。7 P、8 P をごらんいただきたい。歳入では、第 4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金を 40 万円追加させていただくものである。9 P、10 P をお願いいたす。歳出では、いずれも給与改定に伴って、1 款総務費、1 項 1 目一般管理費で職員人件費を 31 万 8,000 円、2 款 1 項 1 目施設建設費で同じく職員人件費を 9 万 4,000 円それぞれ追加をいたして、端数調整のため予備費を 1 万 2,000 円減額するものである。以上である。よろしくお願いいたす。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし



以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 70 号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第 15** 議第 71 号 平成 27 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

水道 局長 それでは、議第 71 号 平成 27 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 2 号）について説明を申し上げます。本補正予算の内容については、給与改定等に伴い職員人件費を調整するものである。1 P をごらんください。第 2 条は、収益的収入及び支出の補正である。第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用を 8 万 2,000 円減額いたす。収益的支出の予算を 10 億 5,337 万円とするものである。第 3 条は、資本的収入及び支出の補正である。2 P をごらんください。第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費を 4 万 9,000 円追加をいたす。資本的支出の予算は、11 億 813 万 5,000 円とするものである。また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額については、7 億 2,926 万 5,000 円から 7 億 2,931 万 4,000 円に改め、これを補填する財源のうち建設改良費積立金を 4 万 9,000 円追加をいたして 2 億 2,603 万 8,000 円とするものである。補正の内容については、3、4 P の第 2 条の収益的収入及び支出では、1 項 2 目配水及び給水費で給与改定による職員人件費の調整により 28 万円を追加いたす。4 目総係費では、人事異動及び給与改定による職員人件費の調整により 36 万 2,000 円を減額いたした。また、5、6 P の 3 条の資本的収入及び支出については、1 項 1 目拡張事業費で給与改定に伴う職員人件費の調整によって 4 万 9,000 円を追加するものである。第 4 条は、議会の議決を経なければ流用できない経費の補正である。職員給与費を 3 万 3,000 円減額し、1 億 2,852 万 7,000 円とするものである。明細については、7 P 以降に記載のとおりである。以上である。

（質 疑）

なし

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 71 号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第 16** 議第 6 号 平成 28 年度村上市葡萄スキー場特別会計予算を議題とし、担当課長（商工

観光課長（建部昌文君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

商工観光課長 それでは、平成 28 年度予算書の 263P をお開きください。それでは、263P、歳入であるが、前年度と比較して 270 万円増の 7,070 万円を計上いたしました。次に、264、265P をごらんください。歳出であるが、歳出についても前年度と比較し、270 万円の増の 7,070 万円を計上いたしました。次に、歳入歳出の概要について説明させていただきます。266、267P をお開きください。初めに、歳入について説明いたします。1 款 1 項 1 目売上金だ。説明欄をごらんください。1、スキー場売上金は、スキー場ロッジ売店のスキー用品の売上金だ。これは、平成 26 年度の実績によって、前年度と比較し 15 万円増の 45 万円を計上いたしました。次に、2 款 1 項 1 目蒲萄スキー場使用料だが、これ説明欄をごらんください。1、一般使用料はリフトの使用料である。今後も雪マジ！19 や 20 などによる誘客を引き続き進めることにしていることから、前年度と比較し 3 万円増の 1,019 万円を計上した。次に、5 款 1 項 1 目雑入だが、説明欄をごらんください。1、スキー貸出料は、平成 26 年度の実績によって、前年度と比較し 30 万円増の 250 万円を計上した。次に、歳出について説明いたします。268、269P をお開きください。初めに、1 款 1 項 1 目一般管理費であるが、説明欄をごらんください。1、蒲萄スキー場一般経費については、前年度とほぼ同様の内容となっている。次に、2 の蒲萄スキー場運営経費であるが、上から 7 番目の修繕料で 750 万円を計上している。内訳は、圧雪車の点検及び不時修繕に 500 万円、リフト修繕に 100 万円、ゲレンデ補修に 100 万円、ロッジ修繕 50 万円としている。次に、この一番下の工事請負費であるが、工事請負費では 3,051 万円を計上いたしました。内訳は、第 2 リフトの制御盤などの修繕工事に 2,241 万円、第 1 ゲレンデの下のほうなのだが、地すべりが発生しているの、その防止工事に 810 万円としている。ほかは、ほぼ例年どおりの内容となっている。以上で説明を終わらせていただく。

（質疑）

尾形 修平 今課長の説明で、269P の歳出のほうなのだけれども、修繕費でさっきも質問したけれども、圧雪車の修繕で 500 万かかるというわけだ。果たしてその 500 万が適正なのかどうかというのも私らはわからないけれども、一般的に修繕料で 500 万というのはいかなものかなというふうに私は感じるのだけれども、どの程度の修繕になるのか。

商工観光課長 500 万円のうち営業前のオーバーホールに 100 万円、2 台あるので 200 万円、残りの 300 万円が不時修繕ということにしている。

尾形 修平 今、去年買った圧雪車、まだ新品だよ、3,200 万も出して買ったわけだから。それも前からある古しいやつも同じく 100 万ずつ修繕料がかかるというのがどうも納得がいかないのだけれども、その辺もうちょっと詳しく説明してください。

商工観光課長 オーバーホールについては、一応、中のオイル交換あるいは整備点検等を行うということで1台100万円かかるということである。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第6号は、起立全員にて可決すべきものと決定した。

---

日程第17 議第10号 平成28年度村上市下水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第10号 平成28年度村上市下水道事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の363Pをごらんください。第1条で、歳入歳出の予算総額は、対前年度比でプラス7.7%、3億4,700万円の増額で53億3,300万円と定めさせていただいた。次に、債務負担行為については第2条で、地方債については第3条で、一時借入金については第4条で、予算の流用については第5条でそれぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については、第2表、第3表でご説明させていただくので、366、367Pをお開きください。それでは、第2表、債務負担行為からご説明させていただく。初めに、瀬波第2中継ポンプ場再構築工事委託料についてだが、こちらは瀬波第2中継ポンプ場の再構築工事に係る機械電気設備等の製作、据えつけ、試験調整などで平成28年度、平成29年度の2カ年継続しての工事となるため、債務負担をお願いするものである。次に、下水道汚泥収集運搬及び処分業務委託料についてだが、この業務については平成29年度の下水道汚泥収集運搬及び処分の委託業務の業者選定を平成28年度中に行っておく必要があるため、債務負担をお願いするものである。最後に、地方公営企業法適用支援業務委託料についてご説明させていただく。下水道事業の地方公営企業法適用については、平成27年1月に公営企業会計の適用の推進について総務大臣から通知がなされ、都道府県及び人口3万人以上の市町村においては平成31年度までを集中取り組み期間と位置づけ、遅くとも平成32年4月から公営企業会計へ移行するよう方針が示されたところである。これを受けて、本市においては平成27年度に法的化に向けた基本方針の検討を行い、平成32年度から地方公営企業法を適用することとして、平成28年度から平成31年度までの4カ年で法的化に必要となる固定資産の調査、評価などを実施するため、債務負担をお願いするものである。なお、債務負担に係る限度額については、それぞれ記載のとおり定めさせていただいた。次に、367Pの第3表、地方債をごらんください。起債の目的と限度額については、

下水道事業債で 17 億 3,750 万円、借換債で 2 億 2,180 万円をそれぞれの限度額として、総額で 19 億 5,930 万円を限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については、起債のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。371、372Pをお開きください。初めに、歳入から 372Pの説明欄でご説明させていただく。第 1 款 1 項 1 目都市計画下水道負担金については、1 節現年度分、1、受益者負担金現年度分で村上地区 5,700 万円、荒川地区 700 万円の総額 6,400 万円を計上させていただいた。2 節滞納繰越分については、昨年と同額の 300 万円を計上させていただいた。次に、第 2 款 1 項 1 目下水道使用料で 1 節現年度分、1、下水道使用料現年度分については、面整備の区域拡大等による使用者の増を見込み、平成 27 年度より 2,660 万円増額の 6 億 4,760 万円を、2 節滞納繰越分については 300 万円を、3 節施設使用料については行政財産使用料として 128 万円をそれぞれ計上させていただいた。次に、第 3 款 1 項 1 目下水道事業費国庫補助金、1、社会資本整備総合交付金については、村上地区仲間町国道 7 号沿線の管渠整備や長寿命化計画に基づく瀬波第 2 中継ポンプ場などの改築更新経費で 6 億 6,100 万円を、第 4 款 1 項 1 目一般会計繰入金については 19 億 3,051 万 3,000 円を、第 5 款 1 項 1 目繰越金、1、前年度繰越金については、決算見込みにより 1,500 万円を計上させていただいた。次に、373、374Pをお開きください。第 6 款 2 項 1 目排水設備等設置資金貸付金収入については、継続 7 件のほか新規 10 件分を見込み、530 万円を計上させていただいた。第 3 項 1 目の受託事業収入については、山辺里大橋通りの下水道管理設工事に伴う上水道管の共同埋設等による受託事業収入といたして 4,300 万円を計上させていただいた。第 7 款 1 項市債については、下水道事業債、借換債ともに先ほど第 3 条でご説明させていただいたとおり、それぞれ限度額を定め、総額で 19 億 5,930 万円を計上させていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。375、376Pをお開きください。376Pの説明欄で主に金額の大きなものについてご説明させていただく。第 1 款 1 項 1 目総務管理費で、1、公共下水道事業総務管理経費の消耗品費については、プリンタートナーや井戸メーターなどの消耗品の購入代金などになるが、平成 28 年度予算については、平成 21 年度に設置した井戸メーターが交換時期を迎え、その購入費用が増額となるため、前年度より 187 万円多い 324 万円を計上させていただいた。次に、出納業務委託料だが、こちらは水道局へ委託している下水道使用料金に係る検針徴収業務の委託料として 1,663 万 8,000 円を計上させていただいた。次に、メーター取替業務等委託料だが、こちらは消耗品でもご説明させていただいたとおり、井戸メーターの交換がふえたことによって、前年度より 191 万多い 238 万 1,000 円を計上させていただいた。次に、新規に計上させていただいた公用車リース料についてであるが、こちらについては本庁と朝日支所で使用していたライトバンが老朽化により入れかえをする必要が生じたので、2 台分の公用車リース代金として 108 万 1,000 円を計上させていた

だいた。工事請負費については、新設用井戸メーターの取りかえ費として 50 個分、220 万 4,000 円を計上させていただいた。消費税については、平成 27 年度の決算見込みにより 1,490 万円を計上させていただいた。次に、2、下水道事業排水設備等整備資金預託金、市短期融資資金預託金だが、継続分 7 件、新規を 10 件分を見込み 530 万円計上させていただいた。次に、3、地方公営企業法適用化事業経費、地方公営企業法適用支援業務委託料についてご説明させていただく。この委託料については、先ほど第 2 条の債務負担行為でご説明させていただいたとおり、下水道事業を平成 32 年度から公営企業会計へ移行させるため、法的化に必要となる処理場やポンプ場、管渠などの固定資産の調査、評価を行うため、平成 28 年度については 2,290 万円を計上させていただいた。次に、4、公共下水道事業職員人件費については、本庁、支所職員 8 名分の人件費といたして 6,080 万 2,000 円を計上させていただいた。次に、1 項 2 目施設管理費、1、公共下水道事業施設維持管理経費についてご説明させていただく。消耗品費については、各処理場で使用する消毒剤や凝集剤などの薬剤の購入費などで 2,670 万 5,000 円を計上させていただいた。光熱水費は、処理場やポンプ場、マンホールポンプなどで係る電気、水道料として 1 億 615 万円、修繕料については各地区の計画修繕 8 件のほか、不時修繕費として 1,230 万円を計上させていただいた。次に、378 P をお聞きください。廃棄物処理手数料については、下水汚泥を桜原のごみ処理場で処分するための手数料として 1,240 万円、施設維持保全業務委託料については、浄化センターやポンプ場のほか、マンホールポンプなどの運転管理等に係る業務委託料として 2 億 7,650 万円、設備保守点検業務委託料については、朝日地区の非常通報装置が経年劣化により新しく更新する必要があるため、これに係る委託業務のほか、脱臭機の活性炭交換や空調機等の設備保守点検業務委託料として 1,703 万円、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、処分量の増加等により平成 27 年度より約 70 万円増額の 7,680 万円、工事請負費については、マンホールポンプのオーバーホールなど修繕的な工事で 26 件分、6,880 万円を計上させていただいた。次に、2 項 1 目下水道建設費についてご説明させていただく。1、公共下水道建設経費だが、中ほどの測量設計等委託料については、管渠整備に係る実施設計や地質調査などの業務委託として 4,330 万円を、工事請負費については、舗装の本復旧や管渠整備約 5.6 キロの工事費などで 13 億 8,250 万円を計上させていただいた。補償金の 4,100 万円については、管渠工事に伴うガス水道等の移転補償費となる。次に、2、公共下水道改築更新経費だが、測量設計等委託料については、荒川地区の都市計画道路、東大通線の整備に伴う管渠整備の実実施設計や村上浄化センターの超寿命化計画策定業務のほか、村上処理区の管渠耐震診断調査業務委託料などで 5,500 万円を計上させていただいた。工事委託料については、債務負担をお願いした瀬波第 2 中継ポンプ場の改築更新工事の委託費として 7,300 万円、工事請負費は瀬波で 1 号幹線圧送管の改築や府屋処理区のマンホール改築工事などで 5,350 万円を計上させ

ていただいた。3の公共下水道建設事業職員人件費6,032万9,000円については、9名分の人件費になる。次に、379、380Pをごらんください。第2款1項の公債費については、1目元金で償還金22億9,475万8,000円、2目利子で償還利子5億5,805万円の総額28億5,280万8,000円を計上させていただいた。第3款1項1目の予備費については、昨年と同額の250万円とさせていただいた。以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

尾形 修平 376Pの公共下水道の施設維持管理経費なのだけれども、これ光熱水費が昨年の予算よりも約700万減額になっていると思うのだけれども、700万減額になった理由を教えてください。

下水道課長 施設維持管理経費の光熱水費については、処理場、ポンプ場等の電気料、水道料になるのだが、こちらについては各処理場での使用料が減ったということである。

尾形 修平 これ本会議初日でもちょっと話出たけれども、庁舎等の電気料の買うのを今までと見直して電気料の削減を図っているということだったのだけれども、このポンプ場等に関してはそういうような取り組みはなされないということでもいいのだろうか。

下水道課長 今ほどの件であるが、こちらについては今市の総務課のほうで検討していて、市の処理場についても高压電気を使っているところあるので、そちらのほうで検討するというので、そちらのメンバーとして参加させていただいている。その上で、下水道使用料金そのものも公共下水道については1億5,000万ほど年間かかっている。その中で、これが可能となれば5,000万ほど浮くというようなことで、前向きに研究を進めているところである。

尾形 修平 それ前向きに研究するのは本当にいいことなのだと思うけれども、簡単に私はできるのでないかなと素人考えに思うのだけれども、何でそれを今回の庁舎と一緒に今年度からというか来年度から始めなかったのかというのは、理由があれば教えてください。

下水道課長 理由というのがちょうど私どもも検討するのが正直遅くなって、それで市の総務課のほうで先ほどお話しした検討と一緒にあわせてさせていただいているというようなところである。

齋藤信一郎 前回は補正で計上されたのだが、年々残渣が余計になっているということで、新ごみ処理場で処理しているということなのだが、年間どのくらいの数量が出て、全量を新ごみ処理場で焼却処分しているのだろうか。

下水道課長 全量朝日のごみ処理場で処分しているのではないで、朝日とそのほかにアクアセンター、荒川地区の日本建機、それと新潟のほう、そちらのほうに分けて持っている。

齋藤信一郎 数量の全量はどのくらいか。

下水道課長 ちょっと今すぐ出ないので、後ほど返答させていただきたいと思う。

〔委員外議員〕

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 10 号は、起立多数にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第 18** 議第 11 号 平成 28 年度村上市集落排水事業特別会計予算を議題とし、担当課長（下水道課長 早川明男君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

下水道課長 それでは、議第 11 号 平成 28 年度村上市集落排水事業特別会計予算について概要をご説明させていただく。予算書の 388 P をお開きください。第 1 条で、歳入歳出の総額に対前年度比マイナス 0.5%、600 万円の減額で 11 億 2,400 万円とさせていただいた。次に、債務負担行為については第 2 条で、地方債については第 3 条で、予算の流用については第 4 条でそれぞれ地方自治法の規定に基づき定めさせていただいた。債務負担行為及び地方債については、第 2 表、第 3 表でご説明させていただくので、391、392 P をお開きください。それでは、第 2 表、債務負担行為からご説明させていただく。地方公営企業法適用支援業務委託料については、下水道事業特別会計予算でもご説明させていただいたとおり、集落排水事業についても下水道事業同様、平成 32 年度から地方公営企業法を適用することといたして、平成 28 年度から平成 31 年度までの 4 カ年間で法的化に必要となる固定資産の調査、評価などを実施するため、債務負担をお願いするものである。次に、392 P の第 3 表、地方債をご説明させていただく。起債の目的と限度額については、集落排水事業債で 2 億 8,190 万円、借換債で 3,300 万円をそれぞれの限度額として、総額で 3 億 1,490 万円を限度額として定めさせていただいた。また、借り入れ方法、利率、償還方法については、起債のとおり定めさせていただいた。次に、歳入歳出の主なものについてご説明させていただく。396、397 P をお開きください。初めに、歳入から 397 P の説明欄でご説明させていただく。

片野委員長 課長、少し簡潔にお願いします。簡単でいいというか、わからぬところ聞くから。お願いします。

下水道課長 それでは、金額の大きいもので説明させていただきたいと思う。第 2 款 1 項 1 目農排施設使用料の 1、農業集落排水施設使用料、現年度分で 1 億 7,400 万円を計上させていただいた。次に、第 3 款 1 項 1 目集落排水事業県補助金、1、農業集落排水事業補助金については、越沢地区の集落排水施設機能強化実施設計などの事業費補助金と起債償還に係る補助金で 4,451 万 1,000 円を計上させていただいた。第 4 款 1 項 1

目一般会計繰入金については、5億7,021万7,000円を計上させていただいた。次に、歳出をご説明させていただく。398、399Pを・・・済まない。公債費のほうである。399Pお聞きください。こちらについては、集落排水事業債、借換債とも先ほど第3条でご説明させていただいたとおり、それぞれ限度額定めて総額で3億1,490万円を計上させていただいた。ちょっと戻って、ページの上の排水設備等設置資金貸付金収入については、継続3件、新規10件分を見込んで440万円とさせていただいた。次に、歳出についてご説明させていただく。400P、401Pをお聞きください。第1款1項1目農業集落排水総務管理費の1、農業集落排水事業総務管理経費の中ほどの出納業務委託料については、水道局へ委託している使用料金に係る検針徴収業務の委託料として475万1,000円を計上させていただいた。次に、消費税については、平成27年度の決算見込みにより1,100万円を計上させていただいた。次に、集落排水事業排水設備整備資金預託金についてであるが、こちらについては継続分3件、新規を10件分見込んで440万円を計上させていただいた。次に、3の地方公営企業法適用化事業経費であるが、この委託料については先ほど第2条の債務負担行為でもご説明させていただいたとおり、平成32年度から公営企業会計へ移行するため、下水道事業と同様に固定資産の調査、評価を行うため、平成28年度は850万を計上させていただいたものである。次に、4、集落排水事業職員人件費だが、こちら本庁、支所職員4名分の人件費として2,664万4,000円を計上させていただいた。次に、1項3目農業集落排水施設管理費の消耗品費については、各処理場で使用する薬剤の購入費などで240万円を計上させていただいた。その下行って、光熱水費については処理場、ポンプ場に係る電気水道料で4,885万円、修繕料については計画修繕2件のほか、各地区17処理区の不時修繕費として1,140万円を計上させていただいた。下の通信運搬費の390万円については、非常用通報装置の電話料になる。次に、403Pをお聞きください。施設維持保全業務委託料については、処理場ポンプ場のほかマンホールポンプなどの運転管理に係る業務委託料として6,283万5,000円を計上させていただいた。その下の設備保守点検業務委託料については、朝日地区と山北地区の非常用通報装置が経年劣化により新しく更新する必要があるため、これに係る委託業務費のほか、電気設備等の設備保守点検業務委託料として1,325万5,000円を計上させていただいた。下行って、汚泥等収集運搬・処分業務委託料については、平成27年とほぼ同額の4,449万3,000円を計上させていただいた。下行って、工事請負費について説明させていただく。こちらについては、東神納処理場の高速避雷器設置や相川処理場の透視度計の交換工事など6件の工事費で1,400万円を計上させていただいた。次に、4目の個別浄化槽施設管理費については、河内地区の浄化槽24件分の保守点検、修繕費などで132万1,000円を計上させていただいた。下へ行って、2項1目農業集落排水建設費の1、農業集落排水建設事業経費、工事請負費だが、こちらは滝の前集落の舗装本復旧工事費などで1,400万円を計上させていただ



いた。下へ行って、中ほどの測量設計等委託料についてだが、こちらについては越沢地区の機能強化に係る実施設計のほか、中浜地区の機能診断業務委託料などで 800 万円を計上させていただいた。次、3 の集落排水改築更新職員人件費については、職員 2 名分の人件費となる。次に、404、405 P をお開きください。こちらの公債費については、1 目元金で償還金 6 億 6,367 万 5,000 円、2 目利子で償還利子 1 億 5,500 万 8,000 円の総額 8 億 1,868 万 3,000 円を計上させていただいた。予備費については、昨年と同額の 250 万円とさせていただいた。以上である。

(質 疑)

尾形 修平 403 P の一番上の施設維持保全業務委託料の業務委託をされている相手方、もしあれであれば教えていただければと思う。

下水道課長 この件については、管理業務室の伊藤係長に説明させる。

管理業務室係長 その件について説明させていただく。委託先であるが、有限会社北部衛生社、日本アクシィーズ、公衛社等である。以上だ。

尾形 修平 これさっきの公共下水道も含めると、約 3 億 4,000 万ぐらいの委託料になっているのだけれども、それがみんな市内業者のほうに委託されている。例えば緑水工業さんとか、そういうところはこの中には入っていないということでもいいのか。

管理業務室係長 集落排水施設については、今ほどの 3 社である。

(何事か呼ぶ者あり)

管理業務室係長 濟まない。公共については緑水工業、あと同じく公衛社等に委託している。あと北部衛生社のほうも神林のほうで委託している。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 11 号は、起立多数にて可決すべきものと決定した。

下水道課長 先ほど齋藤委員のご質問の汚泥の量について答弁させていただきたいと思う。よろしくお願いいたします。汚泥の全量であるが、朝日処理場については村上、朝日、山北地区合わせて 1,040 トン、それと日本建機のほうについては 1,370 トンである。それと、山北の管理センターのほうで処分しているものあって、こちらのほうが 3,200 トン、それと市外、新潟のほうになるが、こちら 766 トンを処分している。以上である。

齋藤信一郎 総計で幾らか。

下水道課長 総計で汚泥処分量として 3,156 トン・・・濟まない。平成 28 年度の見込みとして 3,170 トンである。

齋藤信一郎 委託料は幾らか、合計で。  
下水道課長 合計の委託料が手数料も含めて7,511万3,000円となっている。

日程第19 議第12号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

水道 局長 それでは、議第12号 平成28年度村上市簡易水道事業特別会計予算、これについて概要を説明申し上げます。予算書の413Pをごらんください。第1条、歳入歳出予算の総額を8億2,800万円と定めさせていただいている。前年度に比べて10.7%、9,900万円の減である。これらについては、蒲萄地区の簡易水道統合整備事業等が完了したこと等によるものである。第2条では、債務負担行為について定めている。内容は、416Pに債務負担行為第2表で記載しているけれども、村上市簡易水道資産台帳の作成業務委託料である。これは、先ほど来下水道のほうからも説明申し上げていたとおり、簡易水道事業についても平成32年度予算から地方公営企業法を適用することとなって、公営企業会計へ移行することから平成28年度から3年間で必要な資産台帳を整備するものである。なお、総額は3,780万円を見込んでいます。次に、それらの予定額の調書等については436Pに記載している。なお、本事業の財源については、簡易水道事業債の起債を予定していて、そのうち50%が交付税措置される見込みである。次に、第3条では地方債の借り入れ限度額等を定めている。内容は、簡易水道統合整備事業と建設改良経費に充当するための記載である。限度額を3億4,120万円といたして、借り入れ方法等については記載のとおりである。続いて、414P、第1表、歳入歳出予算をごらんください。歳入では、使用料及び手数料1億7,902万4,000円、国庫支出金で8,965万2,000円、繰入金2億37万5,000円、建設事業等に充てる市債3億4,120万円、これらをそれぞれ計上いたして、歳入の合計を8億2,800万円といたしている。また、415P、歳出では総務費に1億4,719万円、施設費に4億5,434万6,000円、公債費に2億2,346万4,000円、予備費に300万円をそれぞれ計上し、歳入と同額の8億2,800万円といたしている。続いて、歳入歳出の主なものについて説明を申し上げます。421、422Pをごらんください。初めに、歳入である。第1款1項1目工事負担金1,125万円については、消火栓の新設1基、修繕17基の工事予定に伴う負担金である。2款1項1目水道使用料は、現年度分といたして1億7,796万4,000円を計上させていただいた。3款1項1目簡易水道事業費国庫補助金8,965万2,000円については、南大平・指合・河内地区の簡易水道統合整備事業の国庫補助金である。4款1項1目一般会計繰入金2億37万5,000円は、交付税算入される地方債元利償還金の50%相当分1億1,073万2,000円と収入不足の補填分といたして8,864万3,000円をお願いするものである。次に、423、424Pをお願いいたします。7款1項1目水道事業債、簡易水道事業債3億4,120万円については、

南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備場、これが2億5,920万円、建設改良事業6,690万円、地方公営企業法の適用化事業経費、これが1,510万円、それぞれのために借入れを行うものである。続いて歳出である。425、426Pをごらんいただきたい。第1款1項1目一般管理費である。給料、職員手当等については、一般管理職員4人分のものである。それから、11節需用費276万円については、検定期間が満了したメーカーの取りかえにかかわるメーター経費及び取りかえ時の修繕料等である。それから、13款委託料4,100万9,000円のうち2,581万3,000円は、水質検査、それからメーターの検針、検定メーターの取りかえなどの委託料である。また、そのうち1,519万6,000円については、先ほど来説明申し上げた地方公営企業法の適用化事業経費であって、本年度分である。19節負担金、補助及び交付金151万8,000円については、収納事務委託といたして上水道事業会計に支払うものである。27節公課費については、消費税の現年度分と中間申告納税額である。次に、2目の施設管理費、これは各地区の簡易水道施設の維持経費である。11節需用費4,634万4,000円は、施設の電気料や修繕料等である。13節委託料1,971万円については、施設の保守点検、維持管理等の費用、緊急修理の待機委託料等である。次に、427、428Pをお願い申し上げる。2款1項1目施設建設費である。簡易水道の建設改良経費の13節の委託料1,594万1,000円については、府屋地区の配水管改良工事の詳細設計、それから南大平・指合・河内地区簡易水道統合整備事業の工事施工に伴う管理及び用地測量の業務委託料である。15節の工事請負費3億9,685万9,000円については、滝の前、坪根地内等の配水管の改良工事、高根、千縄、荃太、薦川、中継、中津原等の水道施設の改良工事、それから南大平・指合・河内地区の簡易水道統合整備事業、今年度については送配水管、送水ポンプ場、加圧ポンプ室等の整備費用である。19節負担金、補助及び交付金2,413万円については、滝の前、坪根の地内で行う下水道事業との共同埋設にかかわる工事負担金である。次に、3款1項公債費2億2,346万4,000円、起債の償還元金1億7,823万6,000円と償還利子4,522万8,000円である。431から435については、人件費の明細である。それから、436Pの調書についてだが、先ほど説明申し上げた地方公営企業法の適用のための資産台帳、作成する業務委託で3年間、3,780万円を見込んでいる。最後に、437P、簡易水道事業債の各年度末における現在高の見込み額調書であるが、平成28年度末の現在高については、29億2,169万1,000円となる見込みである。走り走りで大変恐縮であるが、以上である。

(質 疑)

なし

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 12 号は、起立多数にて可決すべきものと決定した。

---

**日程第 20** 議第 13 号 平成 28 年度村上市上水道事業会計予算を議題とし、担当課長（水道局長 川村甚一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

水道 局長 それでは、議第 13 号 平成 28 年度村上市上水道事業会計予算について説明を申し上げます。予算書の 438P をごらんいただきたい。第 2 条で、平成 28 年度の業務の予定量を定めている。給水戸数 2 万 768 個、年間総給水量 631 万 4,869 立方メートル、1 日平均給水量が 1 万 7,301 立方メートルである。それから、3 条では収益的収入及び支出の予定額について、第 1 款水道事業収益では 11 億 4,056 万 6,000 円、水道事業費用では 10 億 5,599 万 5,000 円を計上いたして、差し引きの利益は 8,457 万 1,000 円を見込んでいる。続いて、439P をごらんください。第 4 条では、資本的収入及び支出の予定額を定めている。第 1 款資本的収入で 1 億 9,480 万 9,000 円、資本的支出で 8 億 5,437 万 5,000 円を計上している。なお、収入が支出に対して不足する額 6 億 5,956 万 6,000 円については、当年度分の消費税と資本的収支調整額と括弧書きで記載している財源で補填する計画である。第 5 条では、債務負担行為をすることができる事項、期間について、平成 28 年度、29 年度にわたって村上・朝日地区の浄水施設の管理業務委託、これについて定めている。第 6 条の企業債では、借り入れ限度額を 1 億 3,000 万円といたして、借り入れ方法、利率等を定めている。また、7 条では一時借入金の限度額を 1 億円と定めている。また、8 条では支出経費の流用できる範囲を定めている。9 条では、議会の議決をいただかなければ流用できない経費について、職員人件費 1 億 3,167 万円と規定させていただいている。第 10 条では、棚卸資産の購入限度額 250 万円といたしている。続いて、予算の概要について、449、450、こちらのページをごらんください。最初に、収益的収入及び支出、これは施設の運転管理あるいは水道事業の運営経費、これらと財源内訳を示すものである。収入である。1 款 1 項 1 目給水収益は、水道料金収入であって、平成 28 年度は 9 億 7,349 万円を見込んでいる。2 目受託工事収益であるが、これは消火栓の新設、修繕などにかかわって一般会計からご負担をいただくものである。1,215 万円を計上いたした。3 目その他営業収益は 2,448 万 4,000 円、主に下水道使用料等の収納事務の負担金、それから村上・朝日地区の浄水施設管理業務等の簡易水道事業の負担分の収入である。それから、2 項 2 目他会計補助金 433 万 7,000 円であるが、これは平成 28 年度から上水道事業に統合される蒲萄簡易水道の統合前の建設改良に伴う起債の利子分の 2 分の 1 等を一般会計から繰り入れいただくものである。2 項 3 目長期

前受金の戻入であるが、1億2,571万2,000円を見込んでいる。次に、451、452P、支出についてであるが、第1款1項1目原水及び浄水費1億2,648万8,000円、これは浄水施設の管理、電気保安業務、滅菌器の保守点検等の業務あるいは水質検査、施設等の修繕、動力費等である。2目配水及び給水費1億1,277万5,000円については、職員4人分の人件費のほか、緊急修繕の待機費用、検定メーターの取りかえ費用、配水管の修理等である。3目受託工事費は、消火栓の新設、移設が5基分、それらの工事費と修繕費13基分、計18基分のものである。それから、4目総係費1億3,720万円については、職員12人分の人件費あるいは検針業務などの事務的な経費である。5目減価償却費については、5億1,656万7,000円となっている。6目資産減耗費2,000万円については、配水管改良工事に伴って除却いたす既設管の除却費用である。457、458Pである。2項1目営業外費用、支払利息及び企業債取扱諸費の企業債償還利息1億2,760万3,000円については、財務省あるいは公営企業の金融公庫支払い分、それから平成27年度借り入れ分等である。続いて、459、460Pであるが、資本的収入と支出についてである。収入については、1款1項1目企業債1億3,000万円、これは村上地区と荒川地区の拡張事業にかかわる事業費に充当するためのものである。2項1目出資金、これは先ほども説明申し上げたが、統合いたす蒲萄地区の簡易水道の統合前の建設改良に充てた起債の、こちらは元金償還分の2分の1で、一般会計繰り出しをいただく分である。3項1目工事補償金6,350万円は、下水道等の工事に伴う補償金である。461、462Pをお願いいたす。支出についてであるが、1款1項1目の拡張事業費、こちらは荒川の3次拡張事業、これは配水池の場内整備を行う。それから、村上の4次拡張等にかかわるものである。委託料3,570万円については、今ほど申し上げた荒川の拡張等の業務委託料である。工事請負費1億810万円は、これらの拡張事業の工事にかかわるものである。2目建設事業費1,868万円については、瀬波地内で行う配水管等の建設工事費等である。それから、3目改良事業費4億1,250万円については、このうち委託料3,400万円は公共下水道事業に伴う配水管の詳細設計、それから日東道の朝日温海道路事業に伴って、朝日上水道の猿沢水源の移設にかかわる委託料等である。工事費3億3,050万円のうち配水管改良工事については2億5,650万円、石綿管の改良工事については4,160万円で320メートルを改良する計画である。施設改修工事については、岩沢浄水場のpH調整塔の取りかえ工事費3,240万円である。それから、負担金については、公共下水道に伴う負担金、それから固定資産購入費は業務用の軽自動車1台あるいは機器の購入費である。6目のリース債務支払額については、パソコンあるいは携帯新規の支払い分である。それから、2項1目企業債償還金2億6,406万5,000円は、財政投融资分が1億5,791万4,204円、金融公庫部分が1億353万2,374円等である。それから、463P以降については、予算に関する説明の注記、キャッシュフロー等を添付している。走り走り恐縮である。以上で説明を終わらせていただく。

(質 疑)

竹内喜代嗣 長くなるのでお願いで終わるけれども、30 立方メートルの使用料で計算した、まだ合併前の市町村で料金違うのだけれども、その金額はどのくらいになるかというやつのデータが欲しいので、後ほどで結構なので。後でいい。

[委員外議員]

なし

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 13 号は、起立多数にて可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（片野鉄雄君）閉会を宣する。

（午後0時11分）